

鈴鹿市省エネ家電製品購入促進事業補助金

一定基準以上を満たす省エネ家電を購入した世帯を対象に、補助金を交付します

【受付期間】令和4年12月12日(月)～令和5年2月15日(水)

※ 受付期間内でも申請が予算枠に達した時点で受付を終了し、同日の受付で予算額を上回る複数の申請を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

【提出先】○市役所本館 4階 環境政策課 省エネ家電補助金受付窓口

○各地区市民センター

○郵送 〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市役所 環境政策課 省エネ家電補助金担当 宛

対象者の主な条件

(1) 令和4年12月1日から令和5年2月5日までに、鈴鹿市内に所在する店舗から新品の補助対象省エネ家電(下記【対象家電】参照)を合計5万円(税抜)以上、購入・設置した方。

※ 申請者は世帯主限定ではないが、一世帯あたり1回限り。

※ 省エネ家電製品の購入と一体不可分の据付等の工事費は対象。古い家電の処分費等その他の経費は対象外。

(2) 補助金の申請日において、鈴鹿市に住民登録がある方。

対象家電

省エネ基準達成率100%以上の次の家電製品

- (1) エアコン
- (2) 冷蔵庫(冷凍庫)
- (3) テレビ
- (4) 照明器具(LED電球・ランプのみの購入は除く)



↑ このマークが目印

※ 省エネ基準達成率は、省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp>) でご確認ください。

※ エアコン・テレビについては、新・旧基準のいずれかで条件を満たしていれば対象になります。

補助額

購入額(税抜)に応じて補助額が変わります。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 合計15万円以上の購入 | 30,000円 |
| (2) 合計10万円以上15万円未満の購入 | 20,000円 |
| (3) 合計5万円以上10万円未満の購入 | 10,000円 |

※ 購入費用の実支出額で判断するため、販売店で商品代金から割引があった場合(クーポン割引)やポイント等を使用した場合は、割引後の支払額を購入額として計算します。

予算残額等、
詳しくは市HPを
ご覧ください



提出書類

- (1) 交付申請書
- (2) 交付請求書
- (3) レシートの写し

※ 申請者が鈴鹿市内の店舗で期間内に対象家電を購入したことが証明できるもので、製品名や機種型番、支払額の内訳が記載されたもの。

(4) 製造事業者が発行する保証書の写し

※ 機種型番、製造番号、購入日、申請者の氏名と住所が記載されたもの。店舗印の有無は問わない。

(5) 振込先口座情報が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)の写し

【お問い合わせ】

鈴鹿市 環境部 環境政策課 省エネ家電補助金担当

電話番号: 059-327-6286

※ 9時00分から17時00分まで

※ 土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く

FAX: 059-382-2214